

# 全労済協会だより

vol.49

## CONTENTS

- 公募委託調査研究(2007年度採用)……………1  
〈社会連帯の再構築〉  
「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」  
関西大学商学部教授 杉本貴志氏による研究の報告概要です。
- 東京シンポジウム開催のご案内……………4
- 「地域社会研究会」報告(第12回)……………4  
「地域社会研究会」の第12回研究会を12月20日(月)に開催しました。
- 第2回運営委員会開催報告……………4
- 全労済協会からのお知らせ……………4  
●当面のスケジュール
- ～団体向け共済のご紹介～  
シリーズ①『団体建物火災共済』……………2

## 公募委託調査研究(2007年度採用)

### 〈社会連帯の再構築〉

## 「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」

関西大学商学部教授 杉本貴志

2007年度の公募委託調査研究の募集テーマ「社会連帯の再構築」で採用された、関西大学商学部教授 杉本貴志氏による「社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築」について、当協会に対して研究成果の報告がありました。その要約を掲載します。

今回ご紹介した報告は、研究報告誌として後日発行する予定です。

### 報告書概要

格差社会といわれて久しい。80年代にはまさかこのような社会になるとは想像できなかったような社会に、21世紀初頭の日本はなってしまった。いつのまにか、このような社会が「あたりまえ」と見なされるような時代に、われわれは突入していくのかもしれない。すでに若者たち、学生たちの頭のなかには、「収入というものは上がっていくものである」、「生活状態は年齢と時代とともに徐々に向上する」といったような観念は、ほとんどないといってもいいだろう。正規雇用とは一生無縁だという人間が全体の半数を占める世代が、これから社会の主役になっていくのである。

だからといって、格差社会の弊害が一般化して薄められるとか、人々がそれに対する免疫を獲得するというわけではないから、これからはしばらく、日本はこのやっかいな、格差社会という怪物を産み出してしまったことに対する後始末に追われることになるのだろう。単純に考えれば、「非営利・協同」の出番がやってきた、ということになるだろうか。

20世紀の協同組合(生協、共済、JAその他)は、「組合員組織」として、また「組合員の自助(共助)の運動」として、大きな成果を上げてきた。しかし21世紀、グローバリゼーシ

ョンによる競争の激化、格差拡大社会の到来により、協同組合には、それにとどまらない「社会的な使命」を果たすことが今まで以上に求められている。

時として協同組合は、社会のなかの一部を占めるに過ぎない組合員層の利害にのみ関心を抱く組織・運動として描かれ、批判されることがある。それは協同組合の本質を見落とした議論であるというべきだろうが、一面では、協同組合の現状をある程度は反映した評価であるということもできないだろうか。各種調査によれば、生協の組合員は、一般国民に比べて学歴も年収も高いという。そういう層が、「めざめた消費者」として、社会を先導するような運動～食の安全であるとか、環境保護であるとか、さまざまな生協運動～を展開することの意義はもちろん大きい。しかし、それはゆとりがある一部の消費者だけの運動ではないかという批判にも、一理はあるというべきだろう。21世紀の協同組合組織には、そうした見方を打破する、より広い視野をもった運動と事業展開が求められるのである。

「社会連帯性の再構築」は、「協同」を掲げる組織として当然追求すべき目標である。営利企業に対してさえ「社会

的責任経営」が要求される今日、協同組合運動が本来持っていた「社会連帯」性を再構築することに期待が寄せられるのは当然であるが、しかし現実には、多くの協同組合にとって、これまで重視してきた「組合員へのサービスから一步進んだ活動・事業」とはどのようなものであるか、なかなか具体像が見えないというのが現状であろう。そこで、歴史的・理論的研究によって協同組合運動が抱いていた社会連帯性とはいかなるものであるのかをあらためて振り返るとともに、現下の社会問題(たとえば非正規労働の拡大が生み出す諸問題)に対して、内外の各種協同組合組織がいかなる対応・見解・展望を示しているのかを明らかにし、協同組合組織における「社会連帯性」再構築のヒントを得ようというのが本研究である。

歴史研究として、協同組合運動の生成・誕生期を振り返ってみると、この運動が労働者の「連帯」「協同」から始まったものであることに気がつく。ロッヂデール公正先駆者組合の店が生協の元祖だといわれることが多いが、草創期のロッヂデールの詳細を調べてみれば、あるいは、その前史であるオウエン派の協同組合運動にまでさかのぼって考えてみれば、この運動が「消費者の生活向上のための事業」というような小さく狭い視角のものではなく、「連帯」を基礎とした新社会建設をターゲットにした壮大な志をもった運動であったことが理解されるであろう。

現代協同組合におけるさまざまな雇用形態の導入も、単に競合に打ち勝つコスト削減の名案としてだけでなく、労働者の連帯という「原点」からすると、どう評価すべきなのか、

考えなくてはならない。それは、本当に働き方の多様化をもとめる声に応えたものとなっているのか。運動目標の追求と事業経営体の維持とのバランスはどのようにとるべきなのか。日本各地の生協その他の協同組合においても、セ・パ(正規労働者とパート労働者)および非正規労働者について、さまざまな考え方があり、労働組合の対応も一様ではない。問題は、それがいかなる理念と見通しをもっているのか、であろう。

また国外に目を向けてみれば、イギリスやスイスなどにおいて、協同組合陣営が中心となって、人々が「フェアトレード運動」に日本では考えられないほど熱心に取り組んでいることに気づかされる。フェアトレード自体の有効性についてはさまざまな評価があり得るだろうが、協同組合の連帯組織としての再構築という点では、ここからも多くのことを学べるだろう。

消費者からすれば、「より良いものをより安く」もとめるのが当然である。しかし、第三世界の生産者の自立を支援するために、あえて割高なフェアトレード製品を購入する。こうして、消費者と生産者との連帯、先進国と第三世界との連帯の舞台づくりをヨーロッパの協同組合は準備しているのである。日本の農協や生協による「産直」運動の意義と問題点も、こうした文脈のなかであらためて考えてみると、よりはっきりしてくるだろう。

生協とスーパーとはどこが違うのか。なぜ保険ではなく共済でなくてはならないのか。社会からのこうした問いかけに対して堂々と正面から答えるためにも、非営利・協同陣営における「社会連帯」の再建・再構築がいま強く求められているのである。



## ～団体向け共済のご紹介～ シリーズ①『団体建物火災共済』



当会の共済では、契約者は個人ではなく団体を対象としており、下記のような団体をご契約可能団体としております。

- (1) 労働組合及び連合会
- (2) 生活協同組合及び連合会
- (3) 労働金庫及び連合会
- (4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター、勤労者共済会、勤労者互助会
- (5) (1)～(4)に準ずると当会が認めた団体

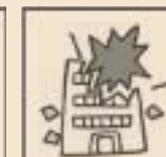
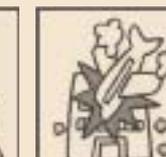
### 〈団体建物火災共済の特色〉

- ・個人ではなく団体を対象としています。
- ・事務所や会館・集会場、療養所などの建物や、そこに収納されている什器備品等(机・椅子・ロッカー・パソコン等)を対象として、火災や風水害等による損害を保障するシンプルな火災共済です。

### ■ご契約の対象

- 団体が所有管理する建物、又は什器備品等の動産が対象となります。例えば事務所や集会場、そこに収容される机やキャビネット等が保障対象となります。
- 建物の「畳、建具その他の従物、電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他の付属設備」は建物の一部として共済の目的に含まれます。
- あくまで団体の所有管理物件が対象であり、職員の個人的な所有物は保障範囲外となります。
- 通貨、有価証券、貴金属、家畜、リース物件、設計図、自動車、盆栽等については保障対象外となります。

## ■保障の範囲

<p>①火災等の時</p>	 火災	 落雷	 避難のための破壊	 爆発・爆発	 消防放水・消防設備	 航空機の墜落
<p>②風水害等の時</p>	<p>③事務所らし等による盗難の時</p>  盗難および高利による 隠匿された盗難 最高保障 300万円		<p>④車両が建物に衝突してしまつた時</p>  車両の衝突による 損壊 最高保障 100万円			
<p>⑤その他</p>	 移住補助金及び費用 賠償等 火災共済金・風水害共済 火災金の額の10%	 地震毎月贈金 最高保障 300万円	 住宅災害死亡見舞金 最高保障 100万円	 火災見舞金 最高保障 100万円		

## ■加入引受限度額

最大加入限度額は以下の通りです。

建物の限度	12億円	←建物と動産の合計として12億円が限度となります。
動産の限度	3.5億円	
合計限度	12億円	

(※最大加入限度は上記の通りですが、加入限度額は「面積・用途・建物構造」で決まります。)

## ■契約期間

1年間です。

## ■掛金と払込方法

- 掛金は10万円を1口とし、加入口数に単価を乗じて算出します。(ただし、割増・割引が適用となる場合があります)
- 単価は「用途、物件所在地、建物構造」により決まります。尚、建物の用途によっては割増となる事があります。
- ご契約の際には契約申込書等と共済掛金を添えて、指定の窓口にご提示をお願いします。

## ■割引

屋外消火栓設備	5%	左記のどれか1つに該当すれば5%の割引、異なる種類の消火設備が併設されている場合は、それぞれの割引率を加算できます。
屋内消火栓設備	5%	
消防ポンプ設備	5%	
スプリンクラー設備	5%	

(※割引対象に該当するには、「当会が定めた消火設備適用基準」を満たす必要があります。)

上記は制度内容を要約したものです。詳細につきましてはパンフレットをご参照ください。  
尚、パンフレットをご希望の際は、最寄の全労済までお問い合わせください。

## 〈お知らせ〉

既に前号にてご通知いたしましたように、「団体建物火災共済」及び「団体(法人)自動車共済」は廃業から事業継続に、「慶弔(自治体提携用)共済」は、少額短期保険業への登録方針から事業継続に方針変更しました。行政庁への認可申請はこれから提示されます省令や金融庁のガイドライン等の内容に基づき手続きを行いますので、認可され次第改めてご案内申し上げます。又、ご契約団体の皆様へは、最寄りの全労済を通じまして改めてご案内申し上げますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

## 東京シンポジウム開催のご案内

▶ **テーマ** 「希望のもてる社会へ ～社会不安の正体と未来への展望～」

● **日時** 2011年3月4日(金) 13:30～16:30

● **場所** 全労済ホール スペース・ゼロ (東京都渋谷区・JR新宿駅南口徒歩5分)

● **プログラムと出演予定**

第Ⅰ部 基調講演

講演者：浜矩子氏(同志社大学大学院ビジネス研究科教授)

宮本太郎氏(北海道大学大学院法学研究科教授)

第Ⅱ部 パネルディスカッション

パネリスト：浜矩子氏

辻元清美氏(衆議院議員)

湯浅誠氏(内閣府参与、反貧困ネットワーク事務局長、NPO法人自立生活サポートセンターもやい事務局次長)

濱口桂一郎氏((独)労働政策研究・研修機構統括研究員)

コーディネーター：宮本太郎氏

HPIにて  
申込受付中



## 「地域社会研究会」報告(第12回)

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第12回研究会を12月20日(月)に開催しました。

今回は本研究会の研究成果の取りまとめに向けた論点整理や進め方について意見交換を行いました。

今後は報告書の作成に向けて、これまでの実践報告や地域社会が抱える課題や展望の議論を踏まえて取りまとめを行います。

## 第2回運営委員会開催報告

第2回運営委員会(2010年度)を1月31日(月)に開催し、「シンクタンク事業」についての議論をおこないました。

## 全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
2月22日(火)	第127回理事会	2011年度活動計画(骨子案) 他
3月4日(金)	東京シンポジウム	於:全労済ホール スペースゼロ(東京都渋谷区)
3月5日(土)	第14回「希望のもてる社会づくり研究会」(公開研究会)	於:ホテルサンルートプラザ新宿(東京都渋谷区)

全労済協会だより vol.49 2011年2月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyukai.or.jp>